**平成２３年（フ）第５３８号**
栃木県宇都宮市細谷１丁目１番37号　サンハイツアーデルＤ202、前住所栃木県宇都宮市東峰町3442番地17　ハピエル福田201
債務者　寺澤　　修
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　陽子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５４０号**
栃木県下野市上大領304番地40
債務者　渡邊　浩輝
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　雄大
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第９７５号**
東京都清瀬市旭が丘１丁目240番地１リエス清瀬旭が丘202号
債務者　南口　　勝
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張　　學錬
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第４２０号**
栃木県日光市土沢2097番地21　ビバルディハイム102、前住所栃木県日光市土沢2097番地21　ビバルディハイム201
債務者　落合しづ子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　裕一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５０６号**
栃木県宇都宮市滝の原２丁目３番８号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ滝の原401、前住所栃木県宇都宮市石井町1590番地
債務者　髙松　久已
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第９６号**
鳥取県鳥取市田園町３丁目115番地
債務者　横田寿子こと　横田　道子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３８号**
鳥取県鳥取市国府町上地449番地１
債務者　谷口　春彦
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　富人
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２９号**
宮崎県都城市高城町桜木208番地
債務者　野﨑　義成
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続開始及び破産手続廃止

**平成２３年（フ）第４３号**
山形県鶴岡市大山字砂押174番地の４
債務者　有限会社阿部木工製作所
代表者代表取締役　阿部冨治郎
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２９５号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸１番地１サンクスウェア205号
債務者　金田佳枝こと　西垣　佳枝
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３０５号**
北海道北斗市本町３丁目11番18号　レジデンスタカハシ２―203
債務者　室谷　美香
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３０８号**
北海道北斗市七重浜３丁目９番９号
債務者　阪内　京子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３０９号**
函館市湯浜町６番12号
債務者　成田　浩文（旧姓安藤・高田）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３１０号**
函館市深堀町40番24号
債務者　西館　泰昭
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
函館地方裁判所